

2-5 懲罰規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下NFA）の正会員（以下チーム）もしくはチームの構成員または理事の逸脱行為に対する懲罰について定める。

第2条（懲罰委員会）

懲罰の決定に当たっては、理事長が懲罰委員会を招集する。ただし理事長が懲罰に係る場合は副理事長がその任にあたる。

2. 懲罰委員会の構成メンバーは理事、関係する委員会の委員長等から理事長が選任する。
3. 懲罰委員会は懲罰の決定にあたり、関係者から事情を聴取する。
4. 懲罰委員会は必要に応じて、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会との連携を行う。

第3条（懲罰の対象）

懲罰の対象は次の通り

- (1) 定款違反
- (2) 競技中の乱暴行為
- (3) 審判への侮辱行為または妨害行為
- (4) 公式戦の棄権または試合放棄
- (5) 未登録選手の試合出場
- (6) NFAの規程に定めのある違反行為
- (7) その他不祥事

第4条（懲罰の種類）

懲罰は下記のものとする。懲罰の重複を妨げない。

- (1) チームに対する懲罰は次のとおりとする
 - 1) 厳重注意
 - 2) 奉仕活動 無期限または期限付きの協会運営における奉仕活動
 - 3) 罰金 1件につき、100万円以下の罰金
 - 4) 試合の没収 得点を1対0として試合を没収する
 - 5) 公式戦出場停止 無期限または期限付きの公式戦への出場の停止
 - 6) 活動停止 無期限または期限付きのチーム活動の停止
 - 7) リーグ降格 所属するリーグより1つ下のリーグに降格させる
 - 8) 除名 リーグから除名する（ただし、総会において会員数の4分の3以上の多数の議決を要する）
- (2) 個人に対する懲罰は次のとおりとする
 - 1) 厳重注意
 - 2) 罰金 1件につき、20万円以下の罰金
 - 3) 出場停止 無期限（登録抹消）または期限付きの公式試合出場の停止

- 4) 資格停止 無期限（登録抹消）または期限付きの公式試合に関わる職務の全部または一部の停止

第5条（不服の申立て）

懲罰の裁定に不服のあるものは、理事長に不服の申立てを行うことができるものとする。その場合、文書をもって不服の申立てを行う。

第6条（懲罰基準）

懲罰の基準については公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の懲罰基準に準じる。

第2章 雑則

第7条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第8条（施行）

本規程は、2015年2月1日より施行する。